

報告第 2 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

市道路の管理瑕疵に起因する事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年１１月２８日

かすみがうら市長 坪 井 透

市道路の管理瑕疵に起因する事故による損害賠償の額の決定及び和解について

- 1 事故発生日時 令和元年９月５日（木） 午後５時４０分頃
- 2 事故発生場所 かすみがうら市稲吉南一丁目３５０８番２地先
- 3 相 手 方 (住所) [REDACTED]
 (氏名) [REDACTED]
- 4 事故の概要 当該車両が走行中、大雨による冠水のため道路脇の集水桝が埋没していたため、集水桝を通過後、右車輪が落ち、オイルパン等が破損及びオイル抜けによりエンジンを損傷した。
- 5 損害賠償と和解の内容
 - (１) 損害賠償額 ６７，６２６円
 - (２) 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。